

日本 GAP 協会 会員部会の規約

(目的)

第1条 特定非営利活動法人日本 GAP 協会（以下、協会）は、協会の活動をより活発に行うために、必要に応じて会員の一部を組織した部会（以下、会員部会）を設置する。

2 会員部会の設置と運営を円滑にするための規則を本規約で定める。

(会員部会の種類と定義)

第2条 設置する会員部会の種類と定義は、下記の通りとする。

(1) 農薬・肥料・資材部会

農薬、肥料、その他の農業資材に関係した会員を中心に組織する。それらの技術的な審議や啓もう活動を行うほか、技術委員会への JGAP 基準改定の提言や、農業現場への JGAP 指導手法の開発・発展を目標とする。その他の活動については、部会に所属する会員の合議で定める。

(2) 輸出部会

日本産農産物の輸出に関係した会員を中心に組織する。JGAP の海外での普及や啓もう活動を行い、JGAP 認証農場の海外進出を支援し、日本産農産物の輸出を促進することを目的とする。その他の活動については、部会に所属する会員の合議で定める。

(3) IT・標準帳票部会

IT および流通に関係した会員を中心に組織する。農薬使用履歴など栽培情報を生産側と流通側でやり取りする標準帳票の設計や、IT による情報の共有化などの審議を行う。その他の活動については、部会に所属する会員の合議で定める。

(4) 農業経営・金融部会

農業経営と GAP の関係性に関する研究や、農業向け融資に関係する会員を中心に組織する。外部の研究者も参加する「農業経営と GAP に関する研究会」を運営し、JGAP 導入によって、農業経営がどのように改善されたのか定性的に把握するとともに、定量化できる部分については定量的に計測する。その他の活動については、部会に所属する会員の合議で定める。

(5) 消費者・普及部会

消費者と接する小売および流通に関係する会員を中心に組織する。JGAP の消費者向け普及を目指し、その方法や取り組みを審議・実施する。外部の有識者も参加する普及委員会を運営する。その他の活動については、部会に所属する会員の合議で定める。

(6) 外食・加工食品部会

外食業および加工食品に関係する会員を中心に組織する。外食業界や加工食品業界での JGAP 普及を目指し、その方法や取り組みを審議・実施する。その他の活動については、部会に所属する会員の合議で定める。

----- 特定非営利活動法人 (NPO 法人) 日本 GAP 協会 -----

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番29号 日本農業研究所ビル 4階

TEL03-5215-1112/ FAX: 03-5215-1113

(7) 分析・放射能部会

分析機関、分析機器および放射能検査・対策に係る会員を中心に組織する。農業者・流通事業者が活用しやすい分析方法・分析機関のあり方を審議する。技術委員会への JGAP 基準改定の提言も行う。その他の活動については、部会に所属する会員の合議で定める。

- 2 新たな会員部会を設置する場合、または会員部会を廃止する場合は、本規約の改定によって行う。

(会員部会の運営)

第3条 会員部会は1人の部会長と1人の副部会長を有し、必要に応じて会合を行う。部会長は部会に所属する会員の互選によって定め、会員部会の運営・議事を担う。副部会長は部会長の代理を行うことができる。任期はともに2年とする。

- 2 会員部会の運営のため、庶務は協会の事務局が担う。必要に応じて、部会員が事務局を担うことも可とする。

(会員の会員部会への所属)

第4条 会員の会員部会への所属は任意であるが、積極的に参加することが望ましい。

- 2 所属のためには、会員による所属の意思表示と、理事長の承認を必要とする。

(その他の事項)

第5条 本規約に定めていないことについては、それぞれの会員部会にて定めることとする。

改定日

規約の設置：2011年10月1日

特定非営利活動法人 日本 GAP 協会
東京都千代田区紀尾井町3番29号